

掛川市条例第43号

掛川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

掛川市老人福祉センター条例（平成17年掛川市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

2,100円	2,100円	4,200円
1,050円	1,050円	2,100円
530円	530円	1,050円
530円	530円	1,050円
530円	530円	1,050円
530円	530円	1,050円

を

に改める。

2,160円	2,160円	4,320円
1,080円	1,080円	2,160円
540円	540円	1,080円
540円	540円	1,080円
540円	540円	1,080円
540円	540円	1,080円

別表第2中

2,100円	2,100円	4,200円
530円	530円	1,050円
320円	320円	630円
320円	320円	630円

を

2,160円	2,160円	4,320円
540円	540円	1,080円
320円	320円	640円
320円	320円	640円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市老人福祉センター条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」とい

う。)以後における使用許可に係る使用料から適用し、施行日前における使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。